

近江八幡市告示第273号

近江八幡市ふるさと観光券取扱要綱を次のように制定する。

令和3年9月24日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市ふるさと観光券取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光関連事業者の支援及び新しい生活様式等に対応する観光需要の掘り起こしを図り、もって本市の観光を振興するため、ふるさと観光券（以下「観光券」という。）の発行、販売等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ガイドブック 市が別に作成する市内の観光商品に関する情報等を掲載した冊子、ウェブサイト等をいう。
- (2) 掲載商品 ガイドブックに掲載された観光商品をいう。
- (3) 特定取引 掲載商品の支払時に、観光券1枚を1,000円分の商品券として利用することをいう。
- (4) 観光券取扱事業者 ガイドブックに掲載されている事業者であって、かつ、特定取引を行い対価として受け取った観光券の換金を申し出ることができる事業者として市に登録されたものをいう。

(観光券の発行)

第3条 観光券の発行枚数は、予算の範囲内において市長が別に定める。

2 観光券は、1枚当たりの額面を1,000円とし、10枚を1組として発行する。

(観光券の販売)

第4条 市長は、あらかじめ指定した場所で、購入を希望する者（以下「購入希望者

- 」という。) に対し観光券を販売するものとする。
- 2 観光券を販売する額は、1組の観光券につき5,000円とする。
  - 3 同一の購入希望者が一度に購入することのできる観光券は、2組までとする。
  - 4 購入希望者は、市長が別に定めるところにより、購入の申込みを行わなければならない。
  - 5 前項の規定による購入の申込みの合計枚数が前条第1項の発行枚数を超えた場合における観光券の販売については、購入希望者のうちから抽選により対象者を決定するものとする。
  - 6 市長は、前項の規定による抽選を行ったときは、抽選の結果を購入希望者へ通知し、及び市のホームページ等に掲載するものとする。
  - 7 観光券の再発行及び払戻しは、行わない。

(観光券の使用範囲等)

第5条 観光券は、観光券取扱事業者との間による特定取引にのみ使用することができる。

- 2 観光券の使用期間は、発行日から令和4年2月28日までの間とする。
- 3 市長は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、前項の使用期間の変更又は使用の一時中止をすることができる。
- 4 観光券の交換、譲渡及び売買は、行ってはならない。

(観光券取扱事業者の登録)

第6条 観光券取扱事業者としての登録を希望する者は、近江八幡市ふるさと観光券取扱事業者登録及び口座登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請書を提出した者を観光券取扱事業者として登録するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、観光券取扱事業者としての登録を受けることができない。

(1) 自己若しくはその家族及び同居人又は自社若しくは自社の役員等が、次に掲げ

るいずれかに該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ イからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(2) 近江八幡市税の滞納がある者（ただし、滞納がある場合において、分割納付、徴収猶予等の手続をし、又はする意思がある者を除く。）

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

（観光券取扱事業者の責務）

第7条 観光券取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引において観光券の受取を拒まないこと。

(2) 観光券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び市の法令等に基づく要請その他感染防止対策に真摯に対応すること。

(4) 市と適切かつ緊密な連携体制を構築すること。

2 市長は、観光券取扱事業者が前項に違反する行為を行ったときは、当該事業者の登録を取り消すことができる。

(観光券の換金の手続)

第8条 市長は、特定取引において観光券が使用された場合は、観光券取扱事業者に対し、観光券1枚につき1,000円を支払うものとする。

2 観光券取扱事業者は、第5条第2項の使用期間内における特定取引の対価として受け取った観光券の換金をしようとするときは、近江八幡市ふるさと観光券換金依頼書(別記様式第2号)に当該観光券を添えて別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

3 市は、前項の規定による換金の申請があったときは、当該申請をした者に近江八幡市ふるさと観光券換金依頼受領証(別記様式第3号)を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、観光券の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年8月12日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者 \_\_\_\_\_

(連絡先 \_\_\_\_\_)

近江八幡市ふるさと観光券取扱事業者登録及び口座登録申請書

私は、近江八幡市ふるさと観光券取扱要綱に規定する登録の要件を満たしていることを確認し、ふるさと観光券取扱事業者への登録を申請します。あわせて、ふるさと観光券の換金に当たり振込先の口座登録を申請します。

1 ふるさと観光券取扱事業者登録

住 所 ※法人は本社住所、個人事業主は店舗住所	〒		
法人名又は屋号			
代表者名	(署名又は記名押印)		

2 口座登録

フリガナ			
口座名義人			
金融機関名		支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	

※ 振込口座の通帳の見返し（表紙を開けたところ）の写しを添付してください。

※ 原則として、法人の場合は法人口座、個人事業主の場合は個人口座の登録とします。

年 月 日

近江八幡市長 宛

掲載番号

住 所

法人名又は屋号

代表者名

### 近江八幡市ふるさと観光券換金依頼書

① 観光券額面	② 観光券枚数					①×② 換金金額							
	万	千	百	十	枚	千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円
1,000円											0	0	0

※ 本換金依頼書とともに、使用済みの観光券を必ず提出してください。

※ 観光券の裏面の《取扱店印》欄には、店舗が判別できるよう店舗名を記入（ゴム印可）してください。

※ 観光券の枚数を確認した後、受領証をお渡ししますので、入金を確認するまで大切に保管してください。

#### 【事務局使用欄】

	処理	日付	担当者	確認者
書類確認	済	/		
受領証渡	済	/		
入金処理	済	/		

別記様式第3号（第8条関係）

掲載番号

住 所

法人名又は屋号

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

## 近江八幡市ふるさと観光券換金依頼受領証

下記のとおり受領しました。

記

① 観光券額面	② 観光券枚数					①×② 換金金額							
	万	千	百	十	枚	千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円
1,000円											0	0	0

- ※ 本受領証は、入金確認まで大切に保管してください。
- ※ 入金は、受付日から2週間程度時間を要します。
- ※ 振込通知は、送付しません。あらかじめご了承ください。
- ※ 通帳には、「フルサトカンコウケン」（半角カナ）と記帳されます。

年 月 日

近江八幡市総合政策部文化観光課

担当 \_\_\_\_\_

TEL 0748-36-5573